



公印省略

2保総第1371号  
令和2年8月6日

福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部員 殿

福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部長  
福岡県知事 小川 洋  
(がん感染症疾病対策班)

「福岡コロナ警報」の発動と今後の対応等について（通知）

福岡県内の新型コロナウイルス感染症新規感染者は、7月中旬以降、増加傾向にあり、予断を許さない状況にあります。この状況に鑑み、令和2年8月5日付本県新型コロナウイルス感染症対策本部において、「福岡コロナ警報」の発動と今後の対応について（別添1）を定めましたので、お知らせいたします。

つきましては、内容を十分御了知いただき、関係機関・団体等へ周知及び依頼くださいますようお願いいたします。

また、県民の方が安心して感染防止対策を行っている店舗・施設を利用できるよう「感染防止宣言ステッカー」を作成しました。8月7日（金）から県ホームページで申請可能ですので、併せて周知くださいますようお願いいたします。

記

<添付資料>

- ・別添1 「福岡コロナ警報」発動と今後の対応について
- ・別添2 「感染防止宣言ステッカー」について
- ・「感染防止宣言ステッカー」チラシ

福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局  
電話番号：092（643）3342  
ファックス：092（643）3697

## 飲食店が関係する主な業種別ガイドライン

※ 下記ガイドラインの番号（No.〇〇）は、内閣官房ホームページに掲載されている業種別ガイドライン一覧の番号（令和2年7月31日現在）です。

- 下記以外の外食店（レストラン、居酒屋等）  
（No.79）外食業ガイドライン  
[https://www.maff.go.jp/j/saigai/n\\_coronavirus/attach/pdf/ncv\\_guideline-29.pdf](https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/attach/pdf/ncv_guideline-29.pdf)
  
- 接客（※）を伴う飲食店（スナック、キャバクラ、ホストクラブ等）  
（No.36）社交飲食業ガイドライン  
<https://zensyaren.net/2020/06/post-6.html>  
（※）「接待」の定義については、別紙をご参照ください。
  
- カラオケボックス等  
（No.37）カラオケボックス等ガイドライン  
<http://www.jkba.or.jp/uploads/news/a2e082c81b7de927a865d1d5048c8ba7.pdf>
  
- 特定遊興飲食店（ナイトクラブ）、ミュージックバー  
（No.39）ナイトクラブガイドライン  
<http://nce.or.jp/guideline.php>
  
- オーセンティックバー  
（No.80）オーセンティックバーガイドライン  
[http://cocktail.or.jp/pdf/covid19\\_guideline.pdf](http://cocktail.or.jp/pdf/covid19_guideline.pdf)